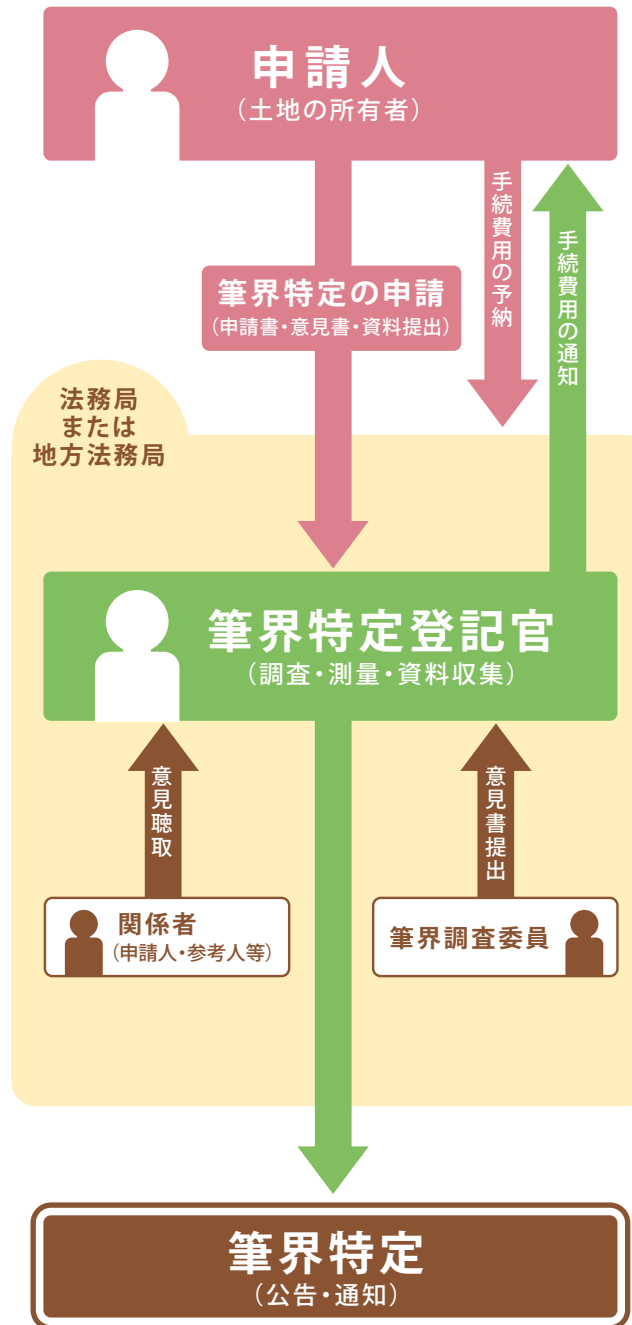


筆界特定制度についてのお問い合わせ先

局名	電話番号
東京法務局	03-5213-1407
横浜地方法務局	045-641-7461 (代)
さいたま地方法務局	048-851-1037
千葉地方法務局	043-302-1372
水戸地方法務局	029-227-9922
宇都宮地方法務局	028-623-0919
前橋地方法務局	027-221-4428
静岡地方法務局	054-254-3555 (代)
甲府地方法務局	055-252-7174
長野地方法務局	026-235-6642
新潟地方法務局	025-226-0952
大阪法務局	06-6942-1494
京都地方法務局	075-231-0131 (代)
神戸地方法務局	078-392-1896
奈良地方法務局	0742-23-5540
大津地方法務局	077-522-4671 (代)
和歌山地方法務局	073-422-5165
名古屋法務局	052-952-8111 (代)
津地方法務局	059-228-4328
岐阜地方法務局	058-245-3510
福井地方法務局	0776-22-4975
金沢地方法務局	076-292-7810 (代)
富山地方法務局	076-441-6392
広島法務局	082-228-5127
山口地方法務局	050-3381-8669
岡山地方法務局	086-224-5729
鳥取地方法務局	0857-22-2258
松江地方法務局	0852-32-4222
福岡法務局	092-721-4575
佐賀地方法務局	0952-26-2453
長崎地方法務局	095-820-5937
大分地方法務局	097-532-3342
熊本地方法務局	096-364-2224
鹿児島地方法務局	099-259-0695
宮崎地方法務局	0985-22-5124 (代)
那覇地方法務局	098-854-7952
仙台法務局	022-225-5752
福島地方法務局	024-534-2048
山形地方法務局	023-625-1358
盛岡地方法務局	019-624-9855
秋田地方法務局	018-862-1442
青森地方法務局	017-776-9042
札幌法務局	011-709-2311 (代)
函館地方法務局	0138-23-9529
旭川地方法務局	0166-38-1145
釧路地方法務局	0154-31-5027
高松法務局	087-821-6191 (代)
徳島地方法務局	088-622-4171 (代)
高知地方法務局	088-822-3519
松山地方法務局	089-932-0888 (代)

筆界特定の申請やご相談につきましては、お近くの法務局または地方法務局までお問い合わせください。

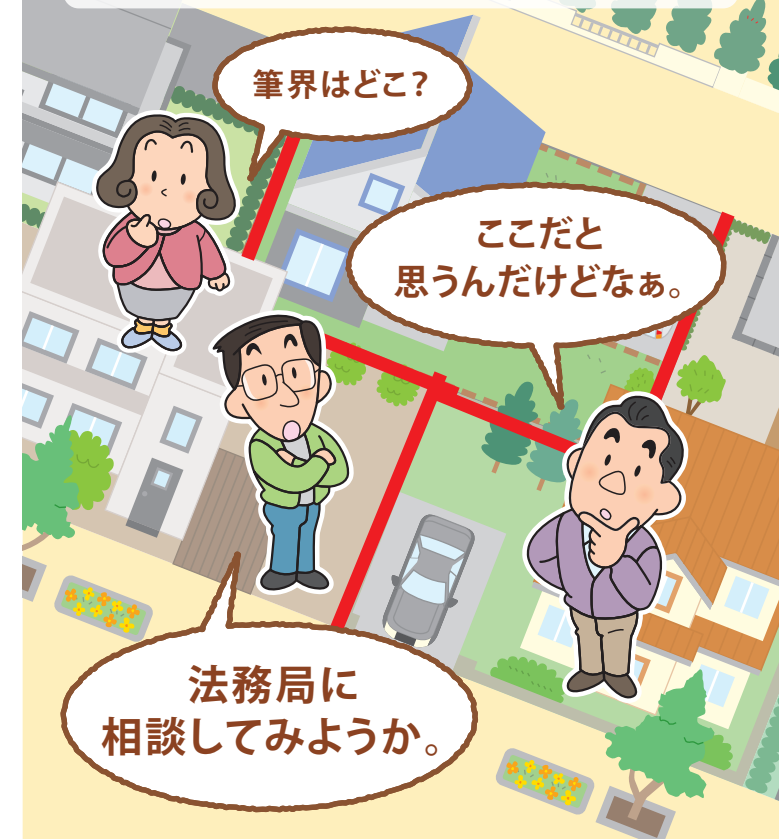
筆界特定制度の流れ



筆界をめぐるトラブルを解決

筆界特定制度

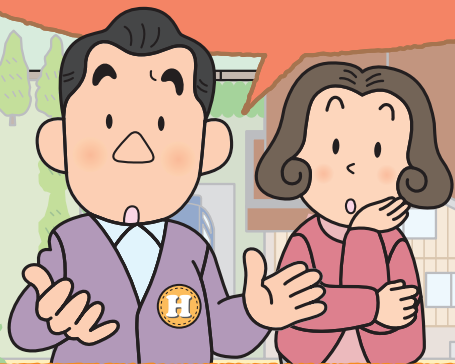
土地の境界トラブルでお困りではありませんか？
土地の筆界をめぐるトラブルを解決する制度として、「筆界特定制度」があります。



法務省

Q 1

「筆界」って何ですか。



A 「筆界」とは、土地が登記された際にその土地の範囲を区画するものとして定められた線であり、所有者同士の合意などによって変更することはできません。

これに対し、一般的にいう「境界」は、筆界と同じ意味で用いられるほか、所有権の範囲を画する線という意味で用いられることがあり、その場合には、筆界とは異なる概念となります。筆界は所有権の範囲と一致することが多いですが、一致しないこともあります。

Q 2 筆界特定制度とは、どのような制度ですか。

A 筆界特定制度は、ある土地が登記された際にその土地の範囲を区画するものとして定められた線（筆界）を、筆界特定登記官が明らかにする制度です。

筆界特定制度を活用することにより、公的な判断として筆界を明らかにできるため、筆界をめぐるトラブルを迅速に解決することができます。

Q 3 筆界特定において、筆界はどのように特定されるのですか。

A 筆界調査委員という専門家が、これを補助する法務局職員とともに、土地の実地調査や測量などさまざまな調査を行った上、筆界に関する意見を筆界特定登記官に提出し、筆界特定登記官が、その意見を踏まえて、筆界を特定します。



Q 4 筆界特定の申請は、誰が行うことになるのですか。また、どこに申請したらよいのですか。

A 土地の所有者として登記されている人やその相続人などが、対象となる土地の所在地を管轄する法務局または地方法務局の筆界特定登記官に対して、筆界特定の申請をすることになります。

Q 5 筆界特定には、どのくらいの手数料が必要となりますか。

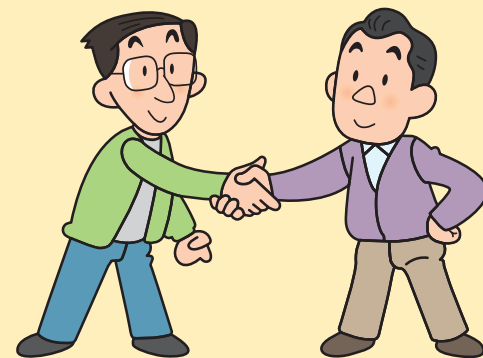
A 申請の手数料は、土地の価格によって決まります。たとえば、申請人の土地とその隣の土地の価格の合計額が4,000万円である場合には、申請手数料は、8,000円になります。

Q 6 手数料以外に費用が必要となりますか。

A 手続の中で、測量が必要となる場合があります。そのときには、申請人が測量費用を負担する必要があります。

Q 7 法務局から「筆界特定の申請がされた旨」の通知が届きました。どうすればよいでしょうか。

A お隣の方が筆界特定の申請を行ったことをお知らせする通知です。必要に応じて、法務局から連絡がありますので、ご協力をお願いします。



筆界特定の申請やご相談につきましては、お近くの法務局または地方法務局までお問い合わせください。